

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣

平成29年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成29年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海洋権益の保全について

目 標
<p>我が国周辺国における海洋権益を巡る動きの活発化や外国漁船による違法操業等を踏まえ、領海及び排他的経済水域の監視警戒・取締りを厳格に実施するほか、管轄海域の管理に必要不可欠な海洋調査や海洋情報の管理・提供を的確に実施することによって、我が国の海洋権益の保全に貢献する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>巡視船艇の整備、映像伝送機能の強化等により、管轄海域の監視体制を強化し、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応すること。【主要】</li></ul>

評 価
<p>【評定及び所見】</p> <p><b>目標達成</b></p> <p>規制能力強化型巡視船の増強、尖閣専従船の映像伝送機能の強化等により、管轄区域の監視体制の強化を図るとともに、尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海侵入、大和碓周辺海域等の外国漁船の違法操業、我が国周辺海域における外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等に厳正に対応したことにより、我が国の海洋権益の保全に貢献しているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尖閣諸島周辺海域での外国漁船による違法操業等に対応するため、規制能力強化型巡視船3隻を就役させるとともに、尖閣専従船全船が映像伝送可能な体制とする等、管轄区域の監視体制の強化を図った。</li> <li>尖閣諸島周辺海域において、中国公船に対して領海に侵入しないよう、巡視船により警告するとともに、警告にもかかわらず領海に侵入した場合には退去要求や進路規制を行い、領海外へ退去させている。なお、平成29年度の中国公船による領海侵入件数は27件（前年度36件）であった。</li> <li>外国漁船による違法操業については、関係省庁とも連携して、巡視船艇・航空機による厳重な監視警戒を行うとともに、違法操業の疑いがある外国漁船に対して、厳正に対応した。平成29年度は、大和碓周辺海域で違法操業を行う北朝鮮漁船等が、急激に増加し日本漁船の安全を脅かす状況となったため、巡視船等を派遣し、延べ1,900隻以上に対して汽笛や大音量の音声による退去勧告を実施するとともに、そのうち300隻以上に対して放水措置を実施し、我が国排他的経済水域から退去させた。</li> <li>我が国周辺海域における外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等を早期に発見、対応できるよう巡視船艇、航空機による警戒監視を行った。我が国の同意を得ない調査活動等に関する情報を入手した場合は、現場海域に巡視船等を派遣し当該調査船の活動状況等の確認を行い、無線を通じた継続的な中止要求等を平成29年度に15件（前年度19件）実施するとともに、得られた情報を関係省庁に提供した。</li> </ul>

## 2. 海上における治安の確保について

目 標
<p>海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。</p>

<p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】</li> </ul>
<p>評 価</p>
<p>【評定及び所見】</p> <p><b>目標達成</b></p> <p>臨海部重要施設の監視警戒、旅客ターミナルなどのソフトターゲットに重点を置いた警備を実施したことにより、「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害は平成29年度においても発生しておらず、海上における治安の確保が図られているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <p>テロ対策に関して、巡視船艇や航空機による原子力発電所、石油コンビナート等の臨海部重要施設の監視警戒、多くの人が集まる旅客ターミナル、フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警備に取り組み、平成29年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害の発生件数は0件であった。</p>

### 3. 海難の救助について

<p>目 標</p>
<p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】</li> <li>海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取り組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を平成32年までに85%以上とすること。</li> </ul>
<p>評 価</p>
<p>【評定及び所見】</p> <p><b>相当程度進展あり</b></p> <p>海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率については、さらに一層の取り組みが必要であるが、主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は、迅速な救助活動等により引き続き目標を達成しており、「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海難発生に際して、通報と同時に位置情報を受信できる「緊急通報位置情報システム」の運用や早期に救助勢力を投入して迅速な救助活動を行った結果、平成29年の要救</li> </ul>

助海難に対する救助率（要救助者に対する救助成功者の割合）は96%（前年95%）と目標を達成した。

- 海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率については、緊急通報用電話番号「118番」や連絡手段の確保に関する周知・啓発活動など関知率の向上に向けた取組みを進めているところであるが、平成29年の海上保安庁関知率は76%（前年75%）に留まった。

#### 4. 海上交通の安全確保について

目 標
海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。 【具体的な目標】 <ul style="list-style-type: none"><li>ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻当たり76隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】</li><li>我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年度までに少なくとも2,000隻未満とすること。【主要】</li></ul>
評 価
【評定及び所見】 <b>目標達成</b> 的確な情報提供や管制などにより、ふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は低水準を維持し、大規模海難の発生も0件となるとともに、遵守事項の啓発活動を積極的に行うなどにより船舶事故隻数の目標値を下回っているため、「目標達成」と評価する。  【具体的な目標についての所見】 <ul style="list-style-type: none"><li>ふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡）において、海上交通センターによる24時間体制の的確な情報提供や管制など、船舶事故の未然防止に努めた結果、平成29年のふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は通航隻数100万隻あたり59隻と、低水準を維持し、社会的影響が著しい大規模海難の発生数も平成29年度は0件となり、目標を達成した。</li><li>また、船舶事故の約8割を占めている小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船）について、小型船舶操縦者の遵守事項である発航前検査や適切な見張りの実施といった啓発活動を積極的に行うことなどにより、我が国周辺で発生した船舶事故隻数は平成29年に平成32年の目標を下回る1,959隻（前年2,007隻）となった。</li></ul>

## 5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標
<p>大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。</p> <p>〔具体的な目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模地震・津波等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の流出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を平成 29 年度に 300 回以上実施する。【主要】</li> <li>・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を平成 29 年度に 500 回以上実施する。【主要】</li> </ul>
評 価
<p>【評定及び所見】</p> <p><b>目標達成</b></p> <p>東京湾において一元的な海上交通管制の運用を開始することにより災害対応能力の強化を図るとともに、主要な具体的目標である合同防災訓練の実施回数は目標を達成している。海洋汚染の防止についても、主要な具体的目標である指導・啓発活動の実施回数は目標を達成しているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に船舶を迅速かつ円滑に避難させるため、船舶がふくそうする東京湾において平成 30 年 1 月より一元的な海上交通管制の運用を開始するとともに、関係機関と連携し発災初期における情報共有に必要な円滑な通信体制の構築や迅速な対応勢力の投入等を念頭においた合同防災訓練を平成 29 年度は 438 回実施しており、目標を達成した。</li> <li>・ 平成 29 年において、海事・漁業関係者、マリンレジャー関係者等を対象にした海洋環境保全講習会を 142 回、一般市民を対象にした海洋環境保全教室を 282 回、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ分類調査を 93 回、合計で 517 回開催しており、目標を達成した。</li> </ul>

## 6. 海象の観測等について

目 標
<p>海象等の観測データの収集及び解析を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成 29 年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域 1 箇所（南海トラフ）における断層と日本周辺海域に存在する海域火山 1 箇所（噴火浅根）について海底地形などの調査を行い、情報の空白区域を減少させること。【主要】</li> <li>全国 20 箇所に設置されている験潮所における験潮の成果から平均水面等を公表（毎月）し、天文最低低潮面等を求めること。また、観測結果を地震予知等に活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（毎月）に提供すること。【主要】</li> </ul>
評 価
<p>【評定及び所見】</p> <p><b>目標達成</b></p> <p>地震・火山噴火の予測に資する情報の空白区域を減少させるとともに、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面の算出・公表や関係機関への適時・適切な情報提供を行っているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度は、プレート境界域の断層については海域 1 箇所の調査を行い「南海トラフ」における調査を終えると同時に、海域火山については「噴火浅根」に係る調査を実施し、情報の空白区域の減少を計画的に進めることができた。</li> <li>海上保安庁が所管する全国 20 箇所の験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面を算出し、潮位月表をインターネットHPにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、観測結果のうち、験潮データを気象庁にリアルタイムで転送し、全球測位衛星システムデータの解析結果を国土地理院に毎月提供した。</li> </ul>